

議案第95号

パレスチナ自治区ガザ地区における人道的休戦を求める決議案について

沼田市議会議規則第13条第2項の規定により、上記議案を別紙のとおり提出します。

令和5年12月15日提出

沼田市議会議長 中村浩二様

提出者 議会運営委員会 委員長 野村洋一

賛成者 同 副委員長 高柳勝巳

同 委員 山宮敏夫

同 同 木内修一

同 同 小野塙正樹

同 同 大東宣之

同 同 茂木清七

同 同 桑原敏彦

パレスチナ自治区ガザ地区における人道的休戦を求める決議（案）

パレスチナ自治区ガザ地区を支配するハマスのイスラエルへの攻撃によって、イスラエル軍によるパレスチナ自治区ガザ地区に対する無差別爆撃と地上侵攻が開始された。

こうしたなか国連総会は10月26日、27日の2日間、緊急特別会合を開き、人道目的での休戦を求める決議が採択された。

決議では、「即時、持続的な人道的休戦」を求め、イスラエルとハマスの双方をはじめすべての当事者に対し、国際人道法の遵守とガザ地区への必要不可欠な物資とサービスの「継続的、十分かつ妨害のない」提供を求めている。

また、捕虜となっているすべての民間人の「即時かつ無条件の解放」を求めるとともに、国際法にのっとった安全、福祉、人道的な待遇を求めている。

本市議会としては、世界の平和を希求する「核兵器廃絶平和都市宣言」決議のもと、この紛争に対して、次に掲げるとおり、市民が強く願う恒久平和に向けた思いを強くいただき、市民とともに一刻も早い紛争の終結を求めるものである。

- 1 いかなる理由があろうとも、一般市民への攻撃と非人道的行為は正当化できない。
- 2 これ以上、人道危機が悪化しないよう、国際法に基づき、事態の早期鎮静化と人道状況の改善を図ること。

以上決議する。

令和5年12月 日

沼田市議会